

令和7年 2月 3日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲良町長 寺本 純二

市町村名 (市町村コード)	甲良町 (25442)
地域名 (地域内農業集落名)	在士 (在士)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年 1月 29日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

字内個人農家は少数。
集落営農法人は将来の高齢化、人口減少による作業従事者の減少。

(2) 地域における農業の将来の在り方

稲・麦・大豆栽培プラス α が必要と考える。
近隣の営農法人と人材の連携、機械の共同利用、共同での集団転作の協力も必要と考える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として在士における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を在土地域計画のエリアとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直し、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づいて農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等必要なタイミングで随時話し合う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外からの就農希望者があった場合、関係機関と連携し、相談から定着まで取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除(水稲・麦・大豆)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ②環境保全型農業直接支払交付金 炭の投入実施
化学農薬および化学肥料の使用料を5割以下に抑えた栽培方法により、県の環境こだわり農業推進条例の規定に基づく認証を受けている。
- ⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業
農地維持・資源向上実施